

平成 29 年 9 月 15 日から同月 19 日までの間の 暴風雨及び豪雨による災害にかかる取扱いについて

●保健関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

災害見舞品

短期給付の災害見舞金付加金の支給を受ける加入者には、災害見舞品（セレクションギフト）に代えて現金 3 万円を送金します。（請求手続きは不要です。）

積立貯金

（原則、激甚災害（局激）に指定された地域（福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、大分県日田市）にお住まいの積立貯金の加入者を対象とします。）

（1）貯金の払い戻しについて、申し出により緊急やむを得ないと判断された場合は、通常の払い出し日に関わらず随時に払い戻しを請求することができます。「積立貯金払戻請求書」の余白に「緊急払戻希望」と朱記し、請求してください。

なお、平成 29 年 11 月 6 日から平成 30 年 4 月 27 日までの取扱いとします。

（2）貯金の払い戻しを希望する場合で、「積立貯金払戻請求書」がないときは、任意の用紙に「積立貯金払戻請求書」と明記し、学校名、加入者番号、氏名、生年月日及び払戻金額を記入し、積立貯金登録印を押印のうえ請求することができます。

（3）紛失等により積立貯金登録印を押印できない場合は、他の印又は拇印でも受け付けますが、この場合は、「積立貯金払戻請求書」に学校法人等代表者の確認印を押印してください。

なお、積立貯金登録印以外で払い戻しを行った場合は、後日、積立貯金登録印又は印鑑変更後の印で指定の用紙に差し替えていただきますのでご了承ください。

詳細については、保健課までお問い合わせください。

●貸付関係〔問い合わせ先：福祉部貸付課〕

（1）定期償還期限の延長（平成 29 年 9 月 15 日から同月 19 日までの間の豪雨及び暴風雨により被災した加入者を対象とします。）

全ての貸付（特殊住宅貸付を除きます。）について、償還中の借受人からの申し出により、2 年間を限度として定期償還期限を延長します。申し出は、「定期償還期限延長承認願（既貸付者）」に、り災証明書を添付し、災害発生日から起算して 5 か月以内に申し出てください。

なお、定期償還期限延長期間中の利息は、特例利率年 0.1% の固定利率とし、分割払い又は一括払いのいずれかを選択できます。

（2）被災された加入者への貸付（平成 29 年 9 月 15 日から同月 19 日までの間の豪雨及び暴風雨により被災された加入者を対象とします。）

① 特例住宅貸付

・貸付限度額 貸付申込時における退職手当の見込額に 600 万円を加えた額

（ただし、その額が 2,000 万円を超えるときは 2,000 万円）

- ・貸付利率 年0.1%（固定利率です。）
- ・添付書類 通常の住宅貸付の添付書類の他に、り災証明書を添付してください。
- ・申込期間 災害発生日から起算して、3年以内とします。
- ・定期償還 貸付申込時に、「定期償還期限延長承認願（新規貸付者）」を添付して申し出るにより、初回分の償還から2年間を限度に定期償還期限を延長します。

② 特例災害貸付

- ・貸付限度額 標準報酬月額6か月分
（ただし、その額が200万円を超えるときは200万円）
- ・貸付利率 年0.1%（固定利率です。）
- ・添付書類 り災証明書を添付してください。
- ・申込期間 災害発生日から起算して、1年以内とします。
- ・定期償還 貸付申込時に、「定期償還期限延長承認願（新規貸付者）」を添付して申し出るにより、初回分の償還から2年間を限度に定期償還期限を延長します。

※ 特例住宅貸付及び特例災害貸付を申し込む場合は、貸付申込書（様式第1号）の申込事由に「**激甚災害**」と記入してください。

※ 「定期償還期限延長承認願」には、借受人又は申込人及び学校法人等の押印が必要です。また、書式は任意ですが、私学共済ホームページからダウンロードすることができます。

※ り災証明書の入手が困難で用意できない場合は、借受人又は申込人による理由書及び借受人又は申込人が被災された旨の学校法人等の証明書（併記可）を提出してください。

詳細については、貸付課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

共済事業本部及び各ガーデンパレス共済業務課

共済事業本部	03 (3813) 5321 (代表)
札幌ガーデンパレス	011 (222) 6234 (直通)
仙台ガーデンパレス	022 (299) 6231 (直通)
名古屋ガーデンパレス	052 (957) 1388 (直通)
大阪ガーデンパレス	06 (6393) 9701 (直通)
広島ガーデンパレス	082 (262) 1134 (直通)
福岡ガーデンパレス	092 (752) 0651 (直通)